

事 務 連 絡

令和 3 年 4 月 1 2 日

各都道府県教育委員会施設主管課
各指定都市教育委員会施設主管課
各都道府県私立学校主管部課
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社担当課
各国公私立大学施設担当部課
各国公私立高等専門学校施設担当部課
独立行政法人国立高等専門学校機構施設担当課

御中

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課

既存学校施設の維持管理の徹底について

学校の設置者は、当該学校施設について、建築基準法及び学校保健安全法等の関係法令に基づき、点検を実施するとともに、常時適法な状態に維持することが求められています。(別紙 1 参照)

また、学校施設の適切な維持管理については、「既存学校施設の維持管理の徹底について(通知)」(令和元年 5 月 21 日付け元文科施第 33 号)等において要請するとともに、令和 2 年 5 月のパンフレット「学校施設の維持管理の徹底に向けて一子供たちを守るために一」等により周知してきたところです。

しかしながら、学校施設におけるモルタル等の落下はその後も発生しており、去る 4 月 2 日には岡山県倉敷市内の小学校において外壁のモルタルが幅約 3 m、長さ約 3 m にわたって落下する事故が発生しました。(別紙 2 参照)

本件では人的被害は生じなかったものの、重大な事故につながる恐れがあったことも踏まえ、各学校設置者においては、新年度にあたり、改めて維持管理の重要性を学校現場と十分に共有するとともに、特に落下等により人命にかかわる重大な被害が懸念される外壁や庇、天井、梁下、階段裏などについて劣化状況等を点検し、必要に応じて立入禁止や改修等の適切な措置を講じるようお願いします。

このことについて、各都道府県教育委員会においては域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管部課においては所轄の私立学校(専修学校、各種学校を含む)に対し、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設

置会社担当課においては所轄の学校設置会社及び学校に対して、それぞれ周知いただくようお願いします。

<参考>

◇「学校施設の維持管理の徹底に向けて－子供たちを守るために－」
(令和2年5月)

https://www.mext.go.jp/content/20200527-mxt_sisetuki-000007228_2.pdf

…学校施設の維持管理に関する学校設置者の役割、課題等

◇「子供たちの安全を守るために－学校設置者のための維持管理手引－」
(平成28年3月)

http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/maintenance/_icsFiles/afieldfile/2017/06/14/1369016_01_1.pdf

…建築基準法等に基づき学校設置者が実施すべき維持管理の必要性や制度の概要等

◇「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（改訂版）」（平成27年3月）

◇「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（追補版）」（平成31年3月）

http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/1291462.htm

…学校設置者及び学校がそれぞれの役割を理解し、関係部署や専門家と連携して実施する非構造部材等の点検内容や手法等

【本件担当】

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課
指導第二係 福山、佐藤

電話：03-5253-4111（内線2292）

E-mail：shisetulead-2@mext.go.jp

学校施設の維持管理に関する法令上の規定について（概要）

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）

第8条関係（維持保全）

- 建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならない。

第12条関係（報告、検査等）

- 特定建築物で特定行政庁が指定するもの（国、都道府県及び建築主事を置く市町村の建築物を除く。）等の所有者等は、当該建築物の敷地、構造及び建築設備について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士等にその状況の調査（当該建築物の敷地及び構造についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検等）をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。
- 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の特定建築物の管理者である国、都道府県若しくは市町村の機関の長又はその委任を受けた者は、当該特定建築物の敷地及び構造について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士等に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をさせなければならない。

学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）

第26条関係（学校安全に関する学校の設置者の責務）

- 学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故、加害行為、災害等（以下「事故等」という。）により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が現に生じた場合において適切に対処することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第27条関係（学校安全計画の策定等）

- 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

第28条関係（学校環境の安全の確保）

- 校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

学校保健安全法施行規則（昭和三十三年文部省令第十八号）

第28条関係（安全点検）

- 法第27条の安全点検は、他の法令に基づくもののほか、毎学期一回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。
- 学校においては、必要があるときは、臨時に、安全点検を行うものとする。

第29条関係（日常における環境の安全）

- 学校においては、前条の安全点検のほか、設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない。

※この他に、関係法令に施設の維持管理に関する規定がある。

岡山県倉敷市立小学校の校舎外壁の落下事故について

1 事故の経緯

令和3年4月2日（金）15時45分頃、小学校の校舎の外壁モルタルの一部が落下。

2 事故の状況

- 事故が発生した校舎は、管理棟（鉄筋コンクリート造3階建）、昭和54年建築、昭和55年増築。
- 外壁の一部（幅約3m・長さ約3m・厚さ2.5cm・約450kg）が渡り廊下の金属屋根に落下。
- 落下した時は、春休み中で児童は登校しておらず、人的被害はなかった。



校舎東面



屋上から渡り廊下屋根を撮影

3 推測される事故原因（教育委員会の見解）

建築後、外壁改修は行っておらず、経年劣化が原因と思われるが、現在、原因を調査中。

4 市教育委員会の対応

事故後、直ちに教育委員会の建築技師が専門業者とともに、同校の外壁を点検し、浮きにより剥離・落下の恐れのあるモルタルは4月6日（火）までに全て撤去した。

また、5日（月）に、市内の学校園に対し、外壁の緊急点検を依頼した。

今後、緊急点検によって詳細な点検が必要とされた校舎及び当該校舎と同程度の老朽化の他の学校園の校舎等の外壁の点検を実施する。

緊急点検の結果などを踏まえ、是正が必要と判断された場合には、必要な対応を講じる。

5 県教育委員会の対応

4月7日（水）に、県内市町村教育委員会に対し、学校施設の維持管理について注意喚起を行った。